

第7期高崎市障害福祉計画・第3期高崎市障害児福祉計画 (案)の概要

計画策定の概要

本計画は、障害者基本法に基づき策定した「第6次高崎市障害者福祉計画」で定める福祉サービス分野における施策、事業のうち障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児支援の実施計画となるものです。

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。

計画の基本指針及び目標

1 障害者支援SOSセンター「ばる〜ん」の機能充実

障害の有無にかかわらず、本人や家族等の様々な相談を受け付け、必要な助言や支援等を行う総合相談窓口である障害者支援SOSセンター「ばる〜ん」の機能充実を図ります。

2 就労支援の充実

障害者の就労に向け、関係機関との連携や、就労訓練系サービスの活用等を推進します。

また、障害者が地域で活躍する社会の実現に向け、倉渕地域においてメロンの水耕栽培を行う市直営の就労支援施設を令和6年度中の開設に向け整備を進めます。

3 地域生活支援拠点の充実

地域生活支援拠点の充実に向け、引き続き関係機関や障害者施設等との連携・協力を得て、整備を推進します。

4 障害児支援体制の充実

障害児やその保護者に対し切れ目の無い適切な支援を行うために、関係機関との連携を図るとともに、指定障害児通所支援事業所に対する取組を推進します。

5 虐待防止の徹底

「障害者虐待防止センター」や「こども救援センター」の運営を行い、障害者（児）に対する虐待を防止し、安心した生活を送れるよう取り組みます。

6 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

障害者差別解消の促進に向けた取組を継続して進めていくことにより、障害者（児）も一人の市民として、区別されることなく相互に理解し合い、相互に助け支えていく共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

7 障害福祉サービス等の質の向上

事業者が指定基準を遵守し、利用者の安心・安全を確保するため、適切な指導、助言等の支援を行うとともに、基幹相談支援センターや相談支援事業所に対する研修の充実や、連携強化を推進し、サービスの質の向上を図ります。

障害福祉サービス等におけるサービス利用量の推計

現在のサービスの利用状況や今後の利用ニーズ等を踏まえ、以下のサービス等における令和8年度までのサービス利用量を推計しました。

障害福祉サービス等	
1 訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
2 日中活動サービス	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労選択支援、就労定着支援、療養介護、短期入所
3 居住系サービス	自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練
4 相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
5 障害児支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

地域生活支援事業	
1 必須事業	理解促進・研修啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、専門性の高い意思疎通支援事業
2 任意事業	福祉ホーム、訪問入浴サービス、生活訓練、日中一時支援事業、レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興、点字・声の広報等発行、知的障害者職親委託
3 促進事業	障害者虐待防止対策支援事業